



# 協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示  
回覧ください。

## 有効期限が過ぎた保険証は使用できません! ～従業員様へお伝えください～

加入者の皆様が健康保険証を使用できるのは**退職日**までです。  
既に資格を喪失し、無効となった健康保険証で受診された場合、後日、**かかった医療費を協会けんぽにお返しいただく**こととなりますのでご注意ください。

### 保険証が使えなくなる日

#### 被保険者(ご本人)

- 退職日の翌日
- 75歳の誕生日、または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
- 勤務時間、日数の減少に伴う資格喪失の場合は、資格喪失日
- 亡くなった日の翌日

#### 被扶養者(ご家族)

- 被保険者の方が退職した日の翌日
- 就職、結婚等により他の健康保険に加入された場合は、加入された日
- 一定の収入(※)を超え、被扶養者でなくなった日
- 75歳の誕生日、または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
- 被保険者または被扶養者が亡くなった日の翌日

(※)一定の収入…原則として、60歳未満の方は年収130万円未満、60歳以上の方と障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する方は年収180万円未満。

## 年末年始営業日のご案内

年内は 令和5年12月28日(木)17:15まで、年始は 令和6年1月4日(木)8:30からとなります。  
ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

12/28 (木)	29 (金)	30 (土)	31 (日)	1/1 (月)	2 (火)	3 (水)	4 (木)
営業	休業					営業	



## 特定保健指導を利用しましょう!

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により予防効果が期待できる方に対して、保健師や管理栄養士等が生活習慣を改善するために「健康サポート(特定保健指導)」を実施しています。

生活習慣病予防健診受診の際や、健診後に健診実施機関からお声掛けをさせていただくことがありますので、ぜひご利用ください!

## 上手な医療のかかり方 ～「時間外受診」は本当に必要なときに～

夜間や休日に診察してくれる医療機関はとて心強い存在ですが、診療時間外に受診するときにはご注意ください。



**01**  
診療時間外の受診は初診料や再診料に  
加算がつく。



**02**  
夜間や休日は限られた検査や治療しかうけられない場合が多く、薬も最低限の日数分しか出せないため、あらためて平日の診療時間内に受診が必要になる場合がある。

**03**  
夜間・早朝・休日も診療している診療所を受診する場合や、夜間・早朝・休日も営業している薬局で薬を調剤してもらう場合、診療・営業時間内であっても割増料金がかかることがある。

	6時	8時	12時	14時	18時	20時	22時
<b>平日</b> 診療時間が 8～12時 14～20時 の場合 ※初診の場合	深夜加算 +4,800円	時間外加算 +850円	割増なし	時間外加算 +850円	割増なし	夜間・早朝等 加算 +500円	深夜加算 +4,800円
<b>土曜</b> 診療時間が 8～14時 の場合 ※初診の場合			割増なし	夜間・早朝等 加算 +500円	時間外加算 +850円		

※金額は医療費全額です。

本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。

**緊急性の高いとき以外は、平日・昼間に受診しましょう。**

 **全国健康保険協会 香川支部**  
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階  
087-811-0570 (自動音声にてご案内しております)

香川支部  
ホームページ



健康保険委員  
(香川)



メルマガ募集

